

平成 30 年 7 月 9 日

今回の大雨により借入金の返済が困難となった個人のお客様へ

「平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨」による被災は、災害救助法の適用を受けており、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象被害となりました。返済が困難であるなど生活再建でお悩みの方は、本ガイドラインを活用し、一定の要件のもと、住宅ローンなどの債務の免除を受けることができます。

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(一般社団法人自然災害被害者債務整理ガイドライン運営機関:<http://www.dgl.or.jp/>)